**平成２８年（フ）第１７３０号**
横浜市青葉区鴨志田町818番地29
破産者　株式会社エス・ユニット
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第２７２８号**
横浜市戸塚区品濃町1778番地１ロイヤルヒルズ東戸塚219号
破産者　トラビ合同会社
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３４１号**
神奈川県大和市つきみ野４丁目１番地９　ライフタウンつきみ野Ａ－101、開始決定時の住所神奈川県大和市つきみ野１丁目15番地６－203号
破産者　株式会社ふく龍
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２９年（フ）第３９３号**
横浜市西区高島２丁目11－２スカイメナー横浜425号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市西区高島２丁目11－２
破産者　株式会社ティーツースタイル
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２７年（フ）第４９号**
富山県氷見市幸町７番37号
破産者　株式会社西塚縫製
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

**平成２８年（フ）第５０４号**
三重県津市豊が丘３丁目26番３号、破産手続開始決定時の住所京都府綴喜郡井手町大字井手小字梅ノ木原28－２
破産者　森田　　茂
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３３号**
岡山市中区下475－６エクセル東岡山406号室、住民票上の住所岡山市中区倉田91番地９
破産者　米澤　啓司
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第４７６号**
岡山市南区下中野48番地１エスポアールＡ104、旧住所岡山市北区青江１丁目13番61号
破産者　黒住　　翠
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５１２号**
岡山市中区中井453番地９サンレック中井305号、旧住所岡山市中区森下町２番28号
破産者　川口　宏志
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第５２４号**
岡山県玉野市槌ケ原1002番地１
破産者　山本順子こと　ＳＯＨＮ　ＳＯＯＮＡＫ（孫順岳）
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

## 破産手続廃止及び免責許可決定

**平成２８年（フ）第４６５号**
鹿児島県鹿児島市東谷山４丁目10番16号（メゾン桜坂202号）
破産者　用丸　雄一
1　決定年月日　平成29年６月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２９年（フ）第８号**
長野県中野市大字牛出591番地３
破産者　芋川　茂嘉
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２９年（フ）第２３号**
大阪府泉佐野市鶴原241番地の２
破産者　松本　勝哉（旧姓廣田）
1　決定年月日　平成29年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２９年（フ）第２３２号**
札幌市白石区本通17丁目南２番36―501号
破産者　菅原　孝紀
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２９年（フ）第４号**
秋田県横手市増田町亀田字下夕町13番地
破産者　髙橋富士子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第１３号**
秋田県横手市山内平野沢字相野々36番地１
破産者　藤田　宜寿
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第１８号**
秋田県横手市八幡字十二柳102番地２
破産者　佐藤奈々子
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

**平成２９年（フ）第６７３号**
神奈川県藤沢市本鵠沼４丁目16番30号　レオパレスメルベーユ109号室
破産者　小坂　英義
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３３７号**
岐阜県本巣市根尾下大須1066番地２、前住所岐阜市鍵屋中町13番地３
破産者　疋田商事こと　疋田　　守
1　決定年月日　平成29年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所